（国勢調査の調査区の設定の基準等に関する省令の一部改正）

第二条　国勢調査の調査区の設定の基準等に関する省令（昭和五十九年総理府令第二十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第四号中「施設」の下に「、令第十二条の三第一項各号に掲げる施設」を加える。

（総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）

第三条　総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号）の一部を次のように改正する。

別表国勢調査令（昭和五十五年政令第九十八号）の項を削る。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○財務省・経済産業省令第四号

地域再生法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十九号）の施行に伴い、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二十八条第二項の規定に基づき、並びに独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第百四十七号）を実施するため、独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業基盤整備業務に係る業務運営、財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年八月七日

財務大臣　麻生　太郎
経済産業大臣　宮沢　洋一

独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業基盤整備業務に係る業務運営、財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業基盤整備業務に係る業務運営、財務及び会計に関する省令（平成十六年財務省・経済産業省令第二号）の一部を次のように改正する。

第一条の二中第八号を第九号とし、第四号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四　機構法第十五条第一項第九号の二に規定する地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第十七条の三に規定する業務に関する事項

第十六条中「第九号」の下に「、第九号の二」を加える。

附　則

この省令は、地域再生法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十九号）の施行の日（平成二十七年八月十日）から施行する。

○農林水産省令第六十七号

地域再生法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十九号）及び地域再生法施行令の一部を改正する政令（平成二十七年政令第二百八十九号）の施行に伴い、並びに地域再生法（平成二十七年法律第二十四号）第十七条の七第五項第五号並びに第十七条の十五第二項及び第三項第四号の規定に基づき、並びに同法を実施するため、農林水産省関係地域再生法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年八月七日

農林水産大臣　林　芳正

農林水産省関係地域再生法施行規則の一部を改正する省令

農林水産省関係地域再生法施行規則（平成二十六年農林水産省令第七十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第三条の」を「第五条の」に改め、同条第一号中「第三条第二号」を「第五条第二号」に改め、同条第四号中「第三条第四号」を「第五条第四号」に改め、同条第五号中「第三条第二号」を「第五条第二号」に改める。

第四条中「第十七条の二第四項第五号」を「第十七条の十五第四項第五号」に改め、同条第五号中「（昭和四十四年農林省令第四十五号）」を削り、同条を第五条とする。

第三条第一項中「第十七条の二第三項第四号」を「第十七条の十五第三項第四号」に改め、同項第一号中「（法第十七条の二第一項に規定する農地をいう。以下同じ。）」を削り、同号イ中「第五条第四項第四号」を「第五条第四項第八号」に改め、同号中ロを削り、ハをロとし、ニをハとし、ハの次に次のように加える。

ニ　転用することによって生ずる付近の農地、作物等の被害の防除施設の概要

第三条第一項第二号中「（法第十七条の二第一項に規定する採草放牧地をいう。以下同じ。）」を削り、同号イ中「前号イ、ハ及びニ」を「前号イからハまで」に改め、同号ロを次のように改める。

ロ　権利の設定又は移転の当事者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

第三条第一項第二号ハ中「（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）」を削り、同号中ニをヘとし、ハの次に次のように加える。

ニ　権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容

ホ　転用することによって生ずる付近の農地又は採草放牧地、作物等の被害の防除施設の概要

第三条第二項中「第十七条の二第四項」を「第十七条の十五第四項」に、「場合は」を「場合には」に改め、同項第一号を次のように改める。

一　地域農林水産業振興施設の用に供する土地の位置を示す地図及び当該土地の登記事項証明書

第三条を第四条とする。

第二条中「地域再生法（以下「法」という。）第十七条の二第二項」を「法第十七条の十五第二項」に、「次に掲げる者」を「農業委員会」に、「第十七条の二第一項」を「第十七条の七第一項」に、「にあっては、第一号に掲げる者を除く。）」を「を除く。）のほか、次に掲げる者」に改め、同条第一号を削り、同条第二号中「第五条第四項第四号」を「第五条第四項第八号」に改め、「（農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第八条第二項第一号に規定する農用地区域をいう。以下同じ。）及び「（同法第六条第一項の規定により指定された地域をいう。第四条第一号において同じ。）」を削り、同号を同条第一号とし、同条第三号を同条第二号とし、同条を第三条とし、第一条の次に次の一条を加える。

（整備誘導施設の用に供する土地が農用地区域内の土地である場合の要件）

第二条　地域再生法（以下「法」という。）第十七条の七第五項第五号の農林水産省令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。

一　整備誘導施設（法第十七条の七第五項に規定する整備誘導施設をいう。以下この条において同じ。）の用に供する土地が存する農業振興地域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第六条第一項の規定により指定された地域をいう。以下同じ。）における農用地区域（同法第八条第二項第一号に規定する農用地区域をいう。以下同じ。）以外の区域内の土地利用の状況からみて、当該整備誘導施設の用に供する土地を農地（法第十七条の七第五項に規定する農地をいう。以下同じ。）又は採草放牧地（同項に規定する採草放牧地をいう。以下同じ。）以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難であると認められること。